

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（岡山市条例第32号）に基づく、岡山市地域包括支援センターの運営方針及び指定介護予防支援業務を委託する指定居宅介護支援事業所に遵守を求める基準について

平成27年3月24日

1 岡山市地域包括支援センターの運営方針（運営規程に追加する項目）

- (1) 岡山市地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、利用者から指定介護予防支援の利用の申し込みがあったとき、正当な理由がある場合を除いて、これを拒んではならない。また、正当な理由がある場合を除いて、利用者への指定介護予防支援の提供を拒んではならない。
- (2) センターは、指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）に対して介護予防サービス計画を委託する際、当該計画が特定の事業所に不当に偏ることのないよう、委託件数及び委託の割合を定期的に確認し、必要に応じ調整しなければならない。
なお、判定にあたっては、居宅介護支援における特定事業所集中減算の判定基準を準用し、これを超えないものとする。
- (3) センターは、所属している職員に指定介護予防支援の質の向上に資する研修を受講させたときは、受講した研修の記録を残さなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所に遵守を求める基準

- (1) 事業所がセンターから指定介護予防支援を受託するとき、正当な理由がある場合を除いて、これを拒んではならない。また、正当な理由がある場合を除いて、利用者への指定介護予防支援の提供を拒んではならない。
- (2) 事業所は、センターから介護予防サービス計画を受託する際、当該計画が特定の事業所に不当に偏ることのないよう、次に掲げる介護予防サービス計画受託件数及び受託の割合を遵守することとする。
各センターから受託した介護予防サービス計画のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護又は介護予防福祉用具貸与が位置付けられた介護予防サービス計画数をそれぞれ算出し、各サービスについて最も紹介率の高い法人を位置付けた介護予防サービス計画の占める割合を計算し、いずれのサービスにおいても、それが一定の割合を超えてはならない。
なお、割合算定の期間は計画作成時期を基準とし、4月1日から9月30日まで（以下「前期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「後期」という。）とす

る。

また、事業所は、判定期間が前期の場合については10月15日までに、後期の場合については4月15日までに、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果、一定の割合を超えた場合については、当該書類を管轄のセンターに提出しなければならない。ただし、判定期間の1月あたりの平均介護予防サービス計画件数が40件以下の事業所は算定を要しない。

- ①判定期間における介護予防サービス計画の総数
- ②介護予防訪問介護、介護予防通所介護又は介護予防福祉用具貸与のそれぞれが位置づけられている介護予防サービス計画数
- ③介護予防訪問介護、介護予防通所介護又は介護予防福祉用具貸与のそれぞれの紹介率最高法人が位置づけられた介護予防サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者
- ④前項の算定方法で計算した割合
- ⑤前項の算定方法で計算した割合が一定以上を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

なお、特定のサービス提供事業所に集中しているとみなされる割合や正当な理由の範囲については、事業所における特定事業所集中減算の判定基準を準用するものとする。

- (3) 事業所は、所属している職員に指定介護予防支援の質の向上に資する研修を受講させたときは、受講した研修の記録を残さなければならない。